令和５年１月１２日

大分ブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、大分ブロック（大分県全域）における法人タクシー事業者の保有する車両数の７０％を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。
今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

１．対象地域（運賃適用地域）
　大分県全域

２．運賃変更要請の状況
（１）要請の期間　　令和４年９月２２日～令和４年１２月２１日（３ヶ月）
（２）要請事業者数　　５５者（対象地域の法人事業者数　７６者）
（３）要請事業者の車両数　１，６９７両（対象地域の総車両数　１，９４５両）
（４）要請率　　８７．２５％（車両数ベース）

３．運賃変更要請の概要

普通車	初乗距離	０．８ｋｍ	～	１．２ｋｍ
	初乗運賃	５００円	～	７００円
	加算距離	１３０ｍ	～	３０３ｍ
	加算運賃	５０円	～	１００円

（要請時上限運賃）

普通車	初乗距離	１．０ｋｍ	初乗運賃	５００円
	加算距離	１８１ｍ	加算運賃	５０円

※要請の詳細は、九州運輸局ホームページの報道発表よりご確認下さい。

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
九州運輸局　自動車交通部
旅客第二課：髙田、近藤
電　話０９２－４７２－２５２７

九州運輸局